

鴻巣市告示第 1 4 7 号

鴻巣市章の使用に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 3 年 4 月 1 日

鴻巣市長 原 口 和 久

鴻巣市章の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鴻巣市章（令和 3 年鴻巣市告示第 号により制定された市章をいう。以下「市章」という。）を市の機関以外の個人、団体又は事業者が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第 2 条 市章に関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の原則)

第 3 条 市章の使用に当たっては、その意義を失わせることがあってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(承認の基準)

第 4 条 市章の使用は、公共性及び公益性を有し、市民の福祉の向上及び地域の発展に寄与する場合であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り承認する。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (2) 商品への使用等営利活動のために使用されるおそれがある場合（市の施策の推進及び市の情報発信に寄与すると市長が認める場合を除く。）
- (3) 市の品位を損ない、又は信用を失墜するおそれがある場合
- (4) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合

(5) 鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接な関係にある者に使用され、又はこれらの者の利益となるおそれがある場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、承認することが適当でない認められる場合

（承認の手續）

第5条 市章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ鴻巣市章使用承認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 学校等が教育等の目的で使用するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。

(3) 市が後援又は共催する事業において使用するとき。

(4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、その可否について鴻巣市章使用承認通知書（様式第2号）又は鴻巣市章使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（使用の条件）

第6条 市長は、前条の規定により市章の使用を承認する場合は、必要に応じ条件を付することができる。

2 前条の規定による市章の使用の承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、市章を使用するときは、その形状及び色の変更をしてはならない。

（承認の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消し、及び市章の使用の差止め、市章を使用した物件の回収その他必要な措置を求めることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(2) 第4条に規定する承認の基準を満たさないと認めたとき。

(3) 前条に規定する使用の条件に違反したと認めるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が取消しの必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認の取消しを行ったときは、鴻巣市章使用承認取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

（市の免責）

第8条 前条の規定により市章の使用の承認を取り消したことにより損害が生じた場合又は使用者が市章の使用により第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合であっても、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（鴻巣市シンボルマークの使用に関する取扱要綱の廃止）

2 鴻巣市シンボルマークの使用に関する取扱要綱（平成18年鴻巣市告示第255号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際現に前項の規定による廃止前の鴻巣市シンボルマークの使用に関する取扱要綱第6条の規定による使用の届出が提出されているシンボルマークの使用は、第5条の規定による承認を受けたものとみなす。